

教育総務部の事務分掌

教育総務課	<ul style="list-style-type: none">(1) 公印の保管に関する事。(2) 文書の收受、発送及び整理保存に関する事。(3) 横手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議に関する事。(4) 教育委員会所管の職員(県費負担職員を除く。)の任免、給与その他人事に関する事。(5) 職員の研修、福利厚生及び衛生管理に関する事。(6) 教育長期計画の総合企画に関する事。(7) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)、産業教育振興法(昭和26年法律第228号)及び理科教育振興法(昭和28年法律第186号)に基づく事務に関する事。(8) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。(9) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。(10) 教育に関する調査及び統計に関する事。(11) 教育行政に関する相談に関する事。(12) 教育委員会の所掌に係る歳入算出予算の総括調整に関する事。(13) 物品その他物件の調達及び出納保管(他課所管に属するものを除く。)並びに不用品の処分に関する事。(14) 寄附採納の事務に関する事。(15) 事務局各課との連絡調整に関する事。(16) 学校施設の整備及び計画に関する事。(17) 教育財産の取得の申出及び管理並びに廃止に関する事。(18) 学校施設の管理に関する事。(19) 教育用コンピュータ整備に関する事。(20) 学校統合準備及び計画策定に関する事。(21) 統合に係る学校施設の整備に関する事。(22) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しない事務に関する事。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none">(1) 生涯学習に関する長期計画の策定に関する事。(2) 生涯学習の振興及び奨励に関する事。(3) 社会教育関係団体の育成指導に関する事。(4) 生涯学習施設の管理及び運営に関する事。(5) 生涯学習関係の委員に関する事。(6) 芸術文化の振興及び奨励に関する事。(7) 芸術文化関係団体の育成に関する事。(8) 青少年教育及び成人教育に関する事。(9) 視聴覚教育に関する事。(10) 秋田大学横手分校に関する事。

教育総務部の事務分掌

	(11) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習及び芸術文化に関すること。
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体育スポーツに関する長期計画の策定に関すること。 (2) 体育スポーツの企画及び実施に関すること。 (3) スポーツ関係団体の育成に関すること。 (4) スポーツ施設の管理及び運営に関すること。 (5) スポーツ推進審議会に関すること。 (6) スポーツ推進委員に関すること。 (7) レクリエーションに関すること。 (8) スポーツを通じたまちづくりに関すること。 (9) 学校体育施設の開放に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、体育スポーツの振興に関すること。
伝統文化課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存活用及び郷土文化に関すること。ただし、次の事務を除く。 ア 伝統的建造物群保存地区に関すること。 (2) 文化財保護団体の連絡調整に関すること。 (3) 横手市郷土資料館施設等の管理運営に関すること。 (4) 歴史文化を活かしたまちづくりに関すること。 (5) 歴史的風致維持向上計画に関すること。 (6) 文化財保存活用地域計画に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、文化財及び郷土文化に関すること。
図書館課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 図書館の総務、施設管理及び改修に関すること。 (2) 図書館の運営方針、サービス計画等の策定に関すること。 (3) 図書館協議会に関すること。 (4) 図書館と関係機関との連携・協力に関すること。 (5) 図書館サービスポイントに関すること。 (6) 図書館間の運営の調整に関すること。 (7) 読書活動推進に関すること。 (8) 文字活字文化振興に関すること。 (9) 学校図書館支援に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、読書政策に関すること。